

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 31 年 4 月 18 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800415号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和*年*月*日から同年9月1日まで

私は、昭和*年4月1日頃にC市に所在するA社に入社し、昭和*年2月20日に一度退職したが、その後数か月も空けずに再度入社して、昭和*年8月31日頃まで勤務していた。勤務している間、航空貨物のD業務を1人で担当していたが、当時、当該業務は少なかつたため、毎月のように従業員の給与計算の確認作業等を手伝っており、厚生年金保険、医療保険、失業保険の保険料控除について確認した記憶がある。年金事務所から厚生年金保険法の被保険者とみなされるのは昭和*年*月*日以降であることについて説明を受けたので、請求期間の被保険者記録がないのはおかしい。当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、E法律第*条第*項により、厚生年金保険法による被保険者とみなされる昭和*年*月*日以降も、同年8月31日頃まではA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨主張している。

しかしながら、事業主は、事業所で保管している給料支払台帳を確認したところ、請求者の給与について、昭和*年10月分から昭和*年2月分及び同年8月分から昭和*年11月分の記載はあるが、それ以降の期間については記載がないことから、請求者は請求期間より前に退職した旨回答している。

また、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、昭和*年*月*日時点で、A社において厚生年金保険の被保険者記録を有している者のうち、照会可能な者18名に対して照会したところ、11名から回答があり、そのうち6名は請求者を知っていると回答したものの、請求者の勤務期間については具体的な回答が得られなかった。

さらに、当時、初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得する者には、勤務する事業所の所

在を表す記号（C市については「*」）及び被保険者固有の6桁の番号で構成された厚生年金保険の記号番号が払い出されたところ、日本年金機構が保管している当該記号番号が記載された厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿について、紙台帳検索システムにより調査した結果、請求者には、A社と同じくC市に所在するF社において、昭和*年11月1日に被保険者資格を取得した際「*1」の記号番号が払い出されていることが確認できる上、厚生年金保険の制度が開始された当初に払い出された記号番号である「*2」から、上記「*1」まで約8万5,000件に渡って全件確認したが、請求者に別の厚生年金保険の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主は、上述のとおり請求者は請求期間より前に退職していることから、請求期間について厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800588号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(後に、B事業所。現在は、C事業所)におけるD共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年10月から昭和50年8月まで

昭和46年10月に、当時のA事業所にE課出納係として中途採用され、昭和50年8月まで勤務した。同事業所から被保険者証が交付され、D共済組合の掛金が給与から控除されていた。同事業所勤務時の上司及び同僚の証言を記した書面を添付するので、請求期間をD共済組合の組合員の期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

C事業所から提出されたA事業所及び同事業所の合併先であるB事業所の同窓会名簿に請求者の氏名が記載されていること、昭和46年12月1日から昭和48年3月31日までの期間において、A事業所と推認される事業所で請求者の雇用保険の加入記録が確認できること及び複数の同僚の回答により、請求期間の一部期間において、請求者がA事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、複数の同僚は、請求者は同僚自身と同一の勤務時間で勤務していた正職員であり、請求者のD共済組合掛金が請求者の給与から控除されていたと思う旨回答している一方、請求期間当時、A事業所には臨時職員も勤務し、正職員のみD共済組合に加入していたと思う旨回答している同僚もいるほか、C事業所は、A事業所及びB事業所における請求者の勤務形態は不明である旨回答しており、両事業所における職員のD共済組合加入等、社会保険の取扱いを確認することはできなかった。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保管しておらず、C事業所は、請求者の請求期間に係るD共済組合掛金を給与から控除していたかどうか不明である旨回答しており、請求期間当時、請求者が居住していたとされるF市(請求期間当時は、G郡H町)及びF税務署は、請求期間当時の課税資料等は保管期限が経過しており保管していない旨回答している。

さらに、D共済組合から提出された同共済においてA事業所若しくは請求期間にB事業所で

同共済の組合員資格を取得又は他団体から同事業所に転入した者の一覧の中に、請求者の氏名は確認できない上、同共済は請求者に係る同共済の組合員資格が確認できない旨回答している。

加えて、A事業所及びB事業所が加入していたI健康保険組合は、請求期間に係る請求者の同組合への加入記録は、請求期間に係る資料がないため確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係るD共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がD共済組合員として請求期間に係るD共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。